

定期性等共通規定新旧対照表（改正箇所のみ抜粋）

新	旧	備 考
<p>1. （証券類の受入れ）</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。</p> <p>ただし、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</p>	<p>1. （証券類の受入れ）</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。</p>	<p>改定日 2026 年 10 月 1 日</p>